京　村中松代（新墓地三側へ部左六号）、神奈川　萩原ちゑ（旧墓地五側ぬ部右七―八号）、東京　米川都（新墓地四側ほ部一九号）、千葉　豊岡まつ（旧墓地四側ぬ部二六号）、東京　立川良子（新墓地五側ほ部四号）、神奈川　吉岡輝明（旧墓地五側い部一五―一六号）、東京　宮垣キヨ（旧墓地三側い部二七―二八号）、東京　宮田進（新設北側Ｂ部五号）、茨城　山口秀夫（新墓地四側ろ部六七号）、東京　清田博（新設廟一側一〇九号）、栃木　斉藤道雄（新設北側Ｇ部一一号）、東京　池田通和（直参墓地八側五号）、神奈川　長坂丈子（納骨堂普通二種二〇四号）、東京　本間繁俊（納骨堂一時保管二号）、東京　矢菅タイ（納骨堂普通二種一六九号）、群馬　川上靖（納骨堂一時保管第九・一〇号）、埼玉　石村喜一（納骨堂普通一種一一〇号）、東京　片岡佳世子（納骨堂普通一種四一号）

一　改葬を行おうとする者　東京都杉並区永福一丁目八番一号　宗教法人築地本願寺和田堀廟所　管理者　安永　雄玄

公示送達

小矢部市石動駅南土地区画整理事業に係る左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十八条第一項の規定による仮換地指定通知については、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項及び同条第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により書類の送付にかえて当該通知の内容を次のとおり公告します。

一　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　富山県高岡市新湊六渡寺一一〇七番地　氏名　株式会社佐賀造船鐵工所

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年十月十六日

群馬県前橋市飯土井町四二六番地二　関東製酪株式会社　代表取締役　青山　啓

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所	株式の種類及び数	株券の番号
川島　貢　群馬県前橋市上長磯町一八三	普通株式　一八株	無
大澤　義雄　群馬県前橋市富田町一四八三―一	普通株式　一〇〇株	無
飯島源一郎　群馬県前橋市飯土井町四二六番地二	普通株式　四〇〇株	無

二　通知の内容

土地区画整理法第九十八条第一項及び第五項の規定により、小矢部市石動駅南土地区画整理事業の換地設計において定められた別紙仮換地指定通知書及び仮換地明細図のとおり仮換地指定をします。

なお、別紙仮換地指定通知書及び仮換地明細図は掲載を省略し、それらを小矢部市石動駅南土地区画整理組合事務所の掲示板において掲示します。

教示

一　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に富山県知事に審査請求することができます。（審査請求書の記載事項は行政不服審査法第十五条に規定されています。）なお、六十日以内であっても、処分の日の翌日から起算して一年を経過すると審査請求することができなくなります。

二　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に小矢部市石動土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提訴することができます。なお、六か月以内であっても、処分の日から一年を経過すると取消しの訴えを提訴することができなくなります。

三　右記一の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に小矢部市石動駅南土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提訴することができます。なお、六か月以内であっても、裁決の日から一年を経過すると取消しの訴えを提訴することができなくなります。

平成二十七年十月十六日

富山県小矢部市綾子五三三九番地　小矢部市石動駅南土地区画整理組合　理事長　宮島　昭宣

大島　欽也	群馬県前橋市江木町一六八	普通株式	三六株	無
木村　金六	群馬県伊勢崎市下諏訪町	普通株式	三六株	無
重田　富次	群馬県伊勢崎市曙町二一六二	普通株式	一八株	無
宮田　実雄	群馬県伊勢崎市山王町五五二	普通株式	三〇株	無
角田　孝一	群馬県勢多郡黒保根村下田澤二七七一	普通株式	一一七株	無
萩原　清	群馬県佐波郡玉村町樋越一五二三―一	普通株式	八七株	無
萩原　明	群馬県佐波郡玉村町樋越一五二三―一	普通株式	一五株	無
阿部　常吉	群馬県佐波郡赤堀町今井一三五一―一	普通株式	三六株	無
石原　保二	群馬県山田郡大間々町大間々一五一一	普通株式	三六株	無
佐鳥　仲蔵	群馬県群馬郡群馬町引間七一	普通株式	一〇〇株	無
桜井　滝三	群馬県碓氷郡松井田町西横野	普通株式	五四株	無

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成27年10月16日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①住友商事北海道株式会社　②北海道知事　石狩(3)第6823号　③代表取締役　土井隆之　④札幌市中央区大通西８丁目２番地　⑤1000万円　⑥北海道知事　⑦札幌市中央区大通西８丁目２番地　住友商事北海道株式会社　代表取締役　土井隆之

①株式会社毎日コムネットレジデンシャル　②東京都知事(2)86653　③代表取締役　山下敬司　④東京都千代田区大手町二丁目１番１号　廃止した従たる事務所　東京都中央区八重洲１―３―22八重洲龍名館ビル４階　東京都新宿区西新宿１―６―１新宿エルタワー５階　東京都渋谷区神南１―22―３渋谷住友信託ビル５階　東京都新宿区戸塚町１―101―１　⑤2000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区大手町二丁目１番１号　株式会社毎日コムネットレジデンシャル　代表取締役　山下敬司

①株式会社幡枝不動産　②京都府知事(3)第12131号　③代表取締役　近藤憲和　④京都府京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地京都朝日ビル８階　⑤1000万円　⑥京都府知事　⑦京都府京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地京都朝日ビル８階　株式会社幡枝不動産　代表取締役　近藤憲和

①大阪ガスビジネスクリエイト株式会社　②大阪府知事(10)18621　③旧代表取締役　河瀬　隆（新代表取締役　乾　俊之　④大阪府大阪市西区京町堀１丁目４番16号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市西区京町堀１丁目４番16号　大阪ガスビジネスクリエイト株式会社　旧代表取締役　河瀬　隆（新代表取締役　乾　俊之